

## <遺留分侵害額の請求調停>

### 1 概要

遺留分とは、一定の相続人（遺留分権利者）について、被相続人（亡くなった方）の財産から法律上取得することが保障されている最低限の取り分のことで、被相続人の生前の贈与又は遺贈によっても奪われることのないものです。被相続人が財産を遺留分権利者以外に贈与又は遺贈し、遺留分に相当する財産を受け取ることができなかった場合、遺留分権利者は、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分を侵害されたとして、その侵害額に相当する金銭の支払を請求することができます。これを遺留分侵害額の請求といいます。

遺留分侵害額の請求について当事者間で話し合いがつかない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったりするなどして事情をよく把握したうえで、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をしたりして、話し合いを進めていきます。

なお、遺留分侵害額の請求は、遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示を相手方にする必要がありますが、家庭裁判所の調停を申し立てただけでは相手方に対する意思表示とはなりませんので、調停の申立てとは別に内容証明郵便等により意思表示を行う必要があります。この遺留分に関する権利を行使する旨の意思表示をしないときは、遺留分侵害額請求権は、相続の開始及び遺留分を侵害する贈与又は遺贈があったことを知った時から1年又は相続開始の時から10年を経過したときに時効によって消滅します。

**※令和元年6月30日以前に被相続人が亡くなった場合、この申立てはできません**（遺留分を侵害された者は、改正前民法の規定に基づき、贈与又は遺贈を受けた者に対し、遺留分侵害の限度で贈与又は遺贈された物件の返還を請求する遺留分減殺による物件返還請求等の調停の申立てをすることになります。）。

### 2 申立人(申立てができる人)

遺留分を侵害された者（兄弟姉妹以外の相続人）

遺留分を侵害された者の承継人（相続人、相続分譲受人）

### 3 申立先

#### 相手方の住所地の家庭裁判所

（ただし、相手方との間で担当する家庭裁判所について合意できており、管轄 合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）

相手方の住所地が京都府内の場合の申立先は、次のとおりです。

(相手方の住所地)	(申立先)
下記以外の市町村	京都家庭裁判所
南丹市（旧美山町を除く）、亀岡市、船井郡	京都家庭裁判所園部支部
舞鶴市	京都家庭裁判所舞鶴支部
宮津市、京丹後市、与謝郡	京都家庭裁判所宮津支部
福知山市、綾部市	京都家庭裁判所福知山支部

相手方の住所地が京都府以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

#### 4 申立てに必要なもの ※

チェック欄

①	収入印紙・・・1200円分	
②	連絡用の郵便切手・・・140円切手×相手方数 84円切手×8枚 10円切手×10枚 5円切手×10枚 2円切手×10枚 1円切手×10枚	
③	申立書・・・原本1通、写し1通（相手方複数の場合は相手方数）	
④	資料5—1 進行に関する照会回答書（申立人用）	
⑤	資料6 現住所及び送達場所等の届出書（場合によっては現住所秘匿の上申書）	
⑥	次ページ「遺留分侵害額の請求調停に必要な添付書類」を参照	

提出の際には、必ず資料7「書類を提出される方へ」を予めご確認ください。

※ ここに記載しているものは、審理のために標準的に必要なものであり、事案によってはこの他の書類等の提出をお願いすることがあります。

#### 5 その他

【郵送提出の場合の宛先（支部を管轄とするものを除く。）】

郵便番号 606-0801

京都市左京区下鴨宮河町1番地

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係） あてに送付してください。

【問い合わせ】

電話番号 075-722-7211（代表）

京都家庭裁判所 家事申立受付（事件係）（受付後は担当の調停係にお問い合わせください。）

## 遺留分侵害額の請求調停に必要な添付書類

### 【共通】

- 被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- 相続人全員の戸籍謄本（全部事項証明書）
- 被相続人の子（及びその代襲者）で，死亡している方がいらっしゃる場合，その子（及びその代襲者）の出生時から死亡時までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本（全部事項証明書）
- 遺言書写し又は遺言書の検認調書謄本の写し
- 遺産に関する証明書（不動産登記事項証明書，固定資産評価証明書，預貯金通帳の写し又は残額証明書，有価証券写し，負債の額に関する資料等）

### 【相続人に被相続人の直系尊属（父母や祖父母）が含まれている場合】

- 相続人が，父母の一方である場合で，もう一方が死亡しているときは，その死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）の謄本（全部事項証明書）（ただし，相続人の戸籍に記載があれば，それで足りる。）

- ※1 事案によっては，この他の資料や戸籍謄本等の提出をお願いすることがあります。
- ※2 戸籍謄本（全部事項証明書）及び不動産登記事項証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※3 同じ書類は1通で足りる。